

議案第22号

兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部を別紙のように変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

小野市長 蓬 萊 務

(提案理由)

兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する篠山市の名称変更に伴い、同組合規約を変更する必要があるため。

(22)

## 兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合規約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）の一部を次のように改正する。

別表第1号表及び別表第2号表中「、篠山市」を「、丹波篠山市」に改める。

### 附 則

この規約は、平成31年5月1日から施行する。